

三春町立御木沢小学校 学校いじめ防止基本方針

平成26年1月制定、平成27年2月改訂

令和6年8月28日一部改正

三春町立御木沢小学校（以下「本校」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布法律第71号。以下「法」という。）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日策定文部科学大臣、以下「国の基本方針」という。）、さらには、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改定に則り、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

この法律において、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」に当たるか否かの判断（6項目）

- (1) いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (6) 教員の指導なくして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応が可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

2 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものである。

- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- (6) 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を適切に行う。
- ア 発達障がいを含む、障がいある児童生徒
 - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ウ 性同一性障がいや性的志向・性自認にかかる児童生徒
 - エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

3 いじめ防止に対する基本姿勢

本校では、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものでありいじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめ防止に向けて組織的に取り組み、いじめが疑われる事案が発生した場合には、適切かつ迅速に対処しその再発防止に努める。

- ① 「いじめ」の問題をとらえ、その発生を防ぎ、豊かな人間関係づくりに重点を置いて日常的な指導を行う。
- ② 学級のみの問題にとらえず、共通理解のもと全職員で解決にあたらうとする意志と体制をつくる。
- ③ 早期発見、早期対応を可能とする方法や組織づくりを推進する。
- ④ 問題が発生した場合は、学校・保護者・地域・関係機関との協力体制を構築し、十分な意志疎通・共通理解のもとに早期解決を図る。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

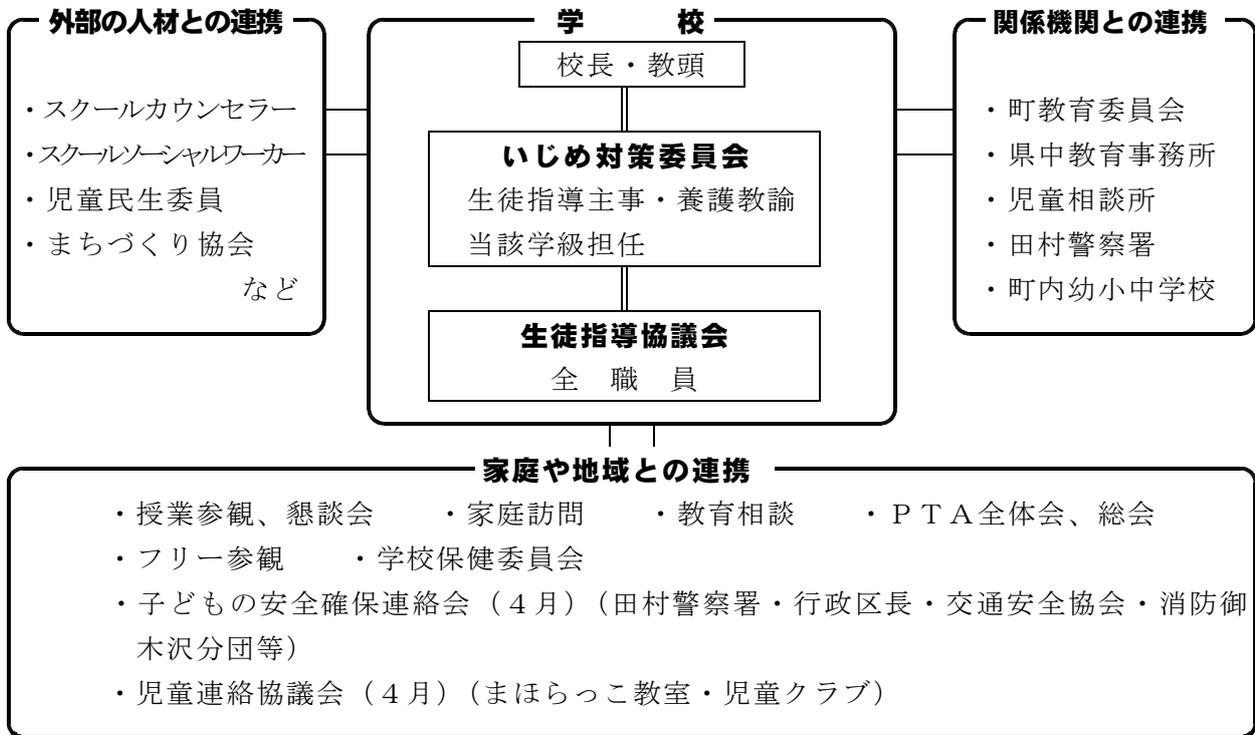
(1) 生徒指導協議会

- ① 構成員 全教職員
- ② 開催 月1回（5月、6月、12月、2月は特別支援全体会と合同）
- ③ 内容 問題傾向を有する児童等に関する情報交換、指導について共通理解

(2) いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

いじめ防止及びいじめ問題解決に関する措置を実効的に行うため設置する。

- ① 構成員 生徒指導主事を中心に、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任（必要に応じて）スクールカウンセラー、民生児童委員など
- ② 開催 必要に応じて（生徒指導協議会と兼ねることができる）
- ③ 内容
 - ア いじめの防止に関する取組や研修に関すること
 - イ いじめの未然防止に関すること
 - ウ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）に関すること
 - エ いじめの早期解決（重大事態への対応を含む）に関すること



5 年間計画

1 学期	2 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭環境調査（児童の実態把握） ○地域訪問（保護者との情報交換）希望者 ○希望面談（学校に保護者が来校） ○授業参観・懇談会（保護者と情報交換） ○指導を要する児童の調査（生徒指導部） ●生徒指導協議会（月1回） ○困りごと調べ（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごと調べ（11月） ○ふれあい相談（児童の実態把握） ○教育相談（保護者との情報交換） ○授業参観・懇談会（保護者との情報交換） ●生徒指導協議会（月1回）

6 いじめ防止のための取組

- (1) 児童が主体的に参加できる授業づくりや集団づくり
 - ① 基礎・基本の定着、学習に対する達成感・成就感を味わわせるための授業改善
 - ② 話し合いの充実、SSTの充実による居場所づくり、学級経営の充実
- (2) 教育活動全体を通じた人権教育、道徳教育などの充実
 - ① 命の大切さ、他人に対する思いやりの指導など道徳科の授業の充実
 - ② 関係機関と連携した福祉体験など学習機会の設定
 - ③ レジリエンスを築く取組
- (3) 学級、異学年、全校生でのふれあいを通じた望ましい人間関係の構築
 - ① ふれあい班活動の実施
 - ② 縦割り清掃、通学班登校などによる日常的な異学年交流
- (4) 体験活動の推進
 - ① 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科の充実
 - ② 地域の人材を活用した体験活動の展開
 - ③ 朝の時間を活用した読書活動の推進
- (5) 家庭・地域と連携した取組
 - ① 学校だより、学級だより等による保護者への呼びかけ
 - ② 学級懇談会や学校保健委員会などで保護者や地域と情報交換

7 いじめの早期発見に向けた取組

- (1) 日常的な観察・会話
 - ① 授業、休み時間等の日常生活での様子観察
 - ② 日記、家庭訪問、個人面談による把握
- (2) 月1回の生徒指導協議会の開催
 - ① 問題傾向を有する児童等に関する情報交換、指導について共通理解
- (3) いじめの実態把握と適切な対応
 - ① ふれあい相談（児童）や教育相談（保護者）の充実
 - ② 定期的な困りごと調べ（アンケート調査）の実施（6月・11月）
（＊教育相談時に実施するアンケートも活用する）
 - ③ 全職員からの情報収集
- (4) 相談窓口の整備
 - ① 児童や保護者が気軽に相談できる体制整備
 - ② 相談に関わる教職員の配当

8 いじめの早期解決に向けた取組

- (1) いじめ問題が発生
 - ① 学級担任が確認後、生徒指導主事を通して、校長・教頭に連絡・報告
 - ② 担任、生徒指導主事、教頭、養護教諭において、事実の経緯の共通理解
 - ③ 全教職員で共通理解をもって対応を協議
- (2) いじめ対策委員会の開催
 - ① 生徒指導主事を中心に、いじめ問題の対応について協議

(3) いじめ問題への対応のしかた

- ① 綿密な情報収集と迅速な事実確認
- ② 複数での対応と管理職への報告
- ③ 全職員による共通理解と適切な役割分担
- ④ いじめられている児童の身の安全を優先にした指導
- ⑤ いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導
- ⑥ いじめの発生した学級全体への指導
- ⑦ 保護者への連絡と共通理解及び協力依頼

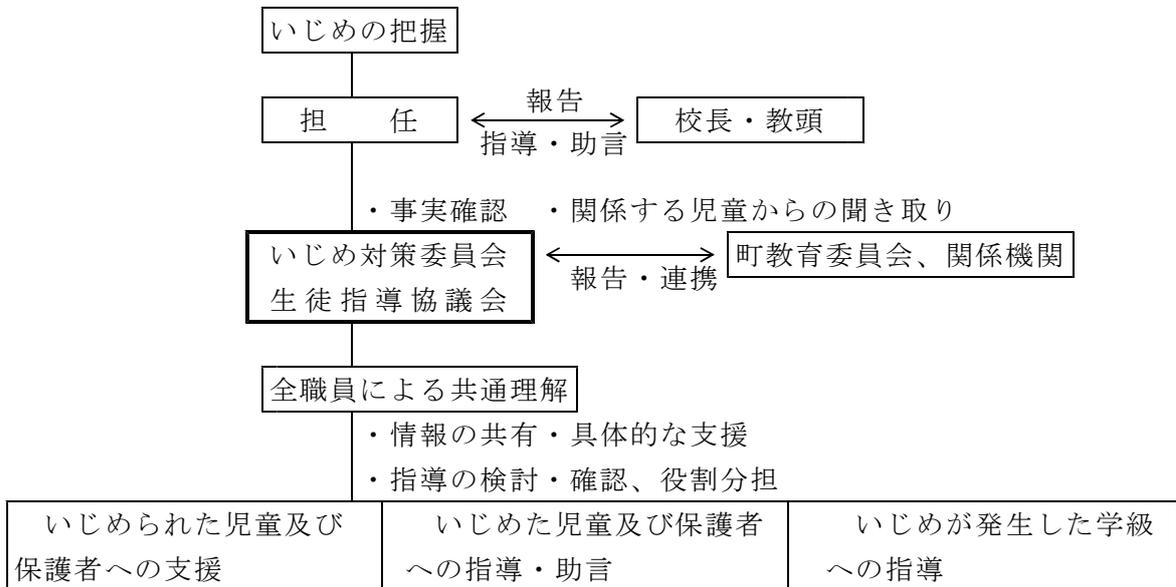
(4) 関係機関と協力した解決

- ① 児童民生委員など外部人材の活用
- ② 町教育委員会、町内幼小中学校など関係機関との連携

(5) いじめられている児童の心のケア

- ① スクールカウンセラーや養護教諭の活用

(6) 対応経路



9 重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第28条）

(1) 重大事態について

- ① 児童が自殺を図った場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ⑥ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 対応のしかた

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 学校は直ちに町教育委員会に報告② 町教育委員会の指導のもと、いじめ対策委員会で事実関係を明確にするための調査③ いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供④ 調査結果を町教育委員会に報告⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置の実行 |
|--|

10 研 修

(1) 生徒指導協議会

- ① 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- ② 困りごと調べ等のアンケートやふれあい相談、教育相談の実施と結果の検証

(2) 校内研修

- ① 現職教育を中心とした「探究的な課題を通じた授業」に関する研修
- ② 生徒指導、教育相談に関わる研修
- ③ 情報モラルに関する研修